令和７年度 倉吉市
保育所・認定こども園入所のしおり

❒このしおりに関する内容のお問合せは・・・

倉吉市健康福祉部　子育て支援局 こども支援課　☎（0858）22-8100
〒682-8633 倉吉市堺町２丁目 253 番地１（市役所第２庁舎２階）

❒入所申込受付期間・受付場所

＊入所申込みができるのは、生後２ヶ月後～小学校就学前の児童で、以下(ア)(イ)の両方を満たす場合です。

（ア）入所児童が倉吉市に住民登録し、実際に倉吉市にお住まいの方

（イ） 保護者（父母ともに）が「保育を必要とする事由（P１の３参照）」に該当する

① 令和７年４月１日から６月 30 日までに入所を希望される方

【受付期間】令和６年 11 月５日（火）～12 月６日（金）※以降は随時受付します。

【受付場所】保育認定（２号・３号認定）の場合

・・・倉吉市こども支援課又は入所希望先の保育所・認定こども園

教育標準時間認定（１号認定）の場合・・・入所希望の認定こども園

② 令和７年７月１日以降に入所を希望される方

【受付期間】入所日の属する月の３ヶ月前から　**【受付場所】**①に同じ

１ 保育所 と 認定こども園 について

保 育 所　保護者が仕事や病気等のため家庭内で保育することができない就学前児童を保護者に代わって保育（養護と教育）することを目的とする児童福祉施設です。
「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」といった理由では入所できません。

認定こども園　幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況が変わっても同じ園に通い続けられます。

２　保育の必要性の認定 について

保育所や認定こども園等を利用する場合、保護者の方には、倉吉市が定める基準に従い「保育の必要性」の認定申請を行い、教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

保育の必要性とは、保護者が就労、病気又は介護等の事由により、家庭でお子さんを保育できない状態を指します。

「保育の必要性」は、次の３つの区分のいずれかに認定されます。

認定区分	対象年齢	内　容	主な利用先
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上	保育を必要とせず、教育を希望する場合	認定こども園 幼稚園
２号認定 （保育認定）	満３歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
３号認定 （保育認定）	満３歳未満		

※保育所等の利用を希望する場合は、２号又は３号認定を受ける必要があります。
※認定こども園の教育標準時間認定（１号認定）を希望する場合は、各施設にお尋ねください。

３　保育の利用時間 及び 保育を必要とする事由 について

保育の利用時間は、認定区分の範囲内で保護者が保育を必要とする時間となります。
認定区分は、保護者の保育の必要性により、下表のとおり異なります。利用時間のイメージは、次ページの図をご参照ください。

保育標準時間　（最長 11 時間／日）	保育短時間　（最長 8 時間／日）
♦月 120 時間以上の就労又は就学 ♦妊娠・出産　♦疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、虐待、DV	♦月 48～120 時間未満の就労又は就学 ♦求職活動　♦育児休業（すでに就労を理由として入所している場合のみ）

「保育の必要性」の認定は次のいずれかの事由に該当する場合となります。

保育を必要とする事由	内　容	認定期間	保育利用時間	
			短時間	標準時間
就労	月 48 時間以上就労している場合。フルタイム、パートタイム、居宅内労働、自営業等全て含む。	就労している間	○	○
妊娠・出産	保護者が出産間近又は出産後間がない場合	出産日前後約 2 ヶ月	－	○
保護者の疾病・障がい	保護者が病気・ケガ又は心身に障がいがある場合	必要な期間	○	○
介護・看護	病気又は心身に障がいがある同居親族を常時介護又は看護している場合	従事期間	○	○
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事している場合	従事期間	―	○
求職活動	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている場合	原則約 3 か月	○	－
就学	保護者が学校に通学又は職業訓練を受けている場合	在学期間	○	○
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある場合	必要な期間	―	○
育児休業 ※２	育児休業中の新規入所は不可。すでに就労を理由として入所している児童がいて、継続利用が必要な場合のみ。	最長：生まれた子が 1 歳になる月の末日まで **※３**	○	－
その他	上記に類する状態として市が認める場合	個別に判断	○	○

※1

※1 月の就労時間が 120 時間以下となる場合、原則「保育短時間」となります。ただし、通勤時間、勤務時間の事情で保育時間を越える場合は、120 時間以下でも「保育標準時間」での認定が可能な場合もあります。

※2 育児休業を事由とした新規入所はできません。ただし、育児休業からの職場復帰の場合は、「就労」を事由に「ならし保育」として職場復帰日の 1 週間前から入所できます。ならし保育は、年度末など時期によっては対応出来ない施設もありますので予めご了承ください。ならし保育期間の保育利用時間の認定は、職場復帰後の利用時間と同じです。

（例）9/10 職場復帰日・復帰後の就労時間は「標準時間」となる場合
9/3 から入所が可能です。ただし、ならし保育期間中は、徐々に保育所等で過ごす時間を延ばしていくため、必ずしも標準時間の保育利用を保証するものではありません。上のきょうだいの入所児童がいる場合は、下の子の入所に伴い上の子も標準時間に変更となりますので、変更届を提出してください。

※3 職場の休暇制度により、当初から育児休業を 1 年以上取得される方は、入所する施設の申込・空き状況によっては、1 歳になる月の末日以降は、入所希望者の保育必要事由が優先する場合等の事情により、育児休業中の継続利用ができなくなることもあります。幼児教育・保育無償化により、入所児童の増加も予測されるため、予めご理解くださいますようお願いいたします。

保育の必要事由等に変更が生じた場合は、事前に変更届の提出が必要です。変更内容によっては、利用者負担額（保育料）が変わる場合があります。変更届に必要書類を添付し、速やかにこども支援課又は入所先の施設へ提出してください。正当な理由なく届出されない場合は認定を取消す場合があります。

４　保育利用時間 について

♦利用時間のイメージ　**<例>** 開所時間が 7：00 から 19：00 までの保育所の場合

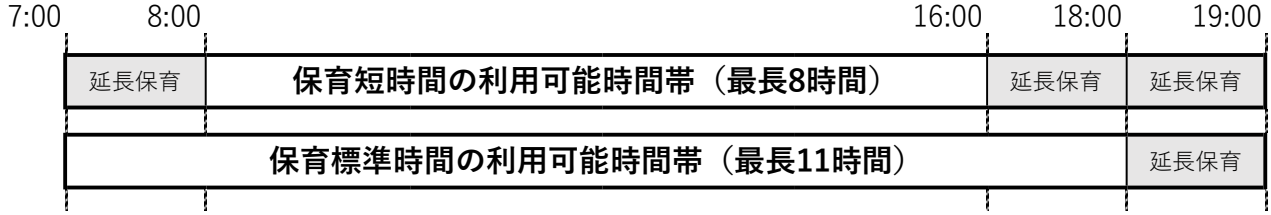

※開所時間は各施設により異なりますので、別紙「保育所・認定こども園一覧」をご確認ください。
※各区分の保育時間を超えた保育については、別途延長保育利用料がかかる場合があります。延長保育利用料も各施設により異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。

5　入所申込に必要な書類について

（1）全ての方が提出が必要な書類

1	**認定申請書兼入所申込書**	児童１名につき、１部ずつ提出してください。
2	**個人番号（マイナンバー）申告書** ＊詳しくは、別紙の「記入例」を参照してください。	保護者（申請者）、入所児童及び世帯員の個人番号の申告が必要です。また、申請者の番号確認と身元確認を行うため、申告書の裏面に、必ず本人確認書類の写しを貼付けてください。 ＊既にきょうだいの入所の際に、今回入所する児童も含めてもれなく申告している場合は提出不要とします。それ以外は、表面に保護者（申告者）氏名及び住所を記入し、裏面に入所児童の個人番号を記入して申告してください。（添付書類不要）
3	**保育を必要とする事由を確認する書類**	保護者の方の状況により必要な書類が異なります。父母ともに提出してください。**＊以下（２）の表で詳細をご確認ください。**

※上記２，３については、きょうだいで申込みする場合は、上の子の申請書類の方へ添付してください。

（2）保育を必要とする事由を確認する書類

	保育を必要とする事由		提　出　書　類
1	**就労**	**会社等で勤務の場合**	就労証明書
		自営業、内職等の場合	就労状況申告書、　添付書類 ＊添付書類については様式をご確認ください。
2	**妊娠・出産**		妊娠・出産にかかる保育を必要とする事由申立書、母子健康手帳の写し（保護者氏名・出産予定日がわかる欄）
3	**保護者の疾病・障がい**		保育を必要とする事由申立書 診断書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
4	**介護・看護**		保育を必要とする事由申立書 介護・看護の状況等が分かる書類（被介護者・看護者の診断書等）
5	**災害復旧**		保育を必要とする事由申立書、　り災証明書等
6	**求職活動**		求職活動申立書
7	**就学**		保育を必要とする事由申立書 在学証明書、学生証、スケジュールが分かる書類（時間割等）
8	**虐待・ＤＶ**		保育を必要とする事由申立書 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9	**育児休業**		育児休業による保育の実施申立書、育児休業の期間が分かる書類（育児休業証明書、育児休業給付金支給決定通知書等）
10	**その他**		市が必要と認める書類（各事由ごと）

※下線の様式は、こども支援課又は各保育所・認定こども園に用意しています。市ホームページからもダウンロードできます。

6　入所申込後のスケジュール について

令和７年４月から６月中に入所を希望される方の、申込受付後のスケジュールは次のとおりです。

時　期	内　容	備　考
11 月５日（火）～ 12 月６日（金）	入所申込の受付	こども支援課及び各保育所・認定こども園で受付します。
１月中旬～	入所選考・利用調整及び 入所決定	申請書等提出書類に基づき、入所審査を行います。審査にあっては、保育が必要な状況を総合的に判定し入所を決定します。従って、希望された施設に入所できない場合や、第２希望以降の施設への入所になる場合もありますのでご了承ください。

＜スケジュールの続き＞

時　期	内　容	備　考
2 月中旬～下旬	教育・保育給付認定決定通知書送付	認定された方に通知します。
	入所承諾書送付	入所が決定した方に通知します。
※子ども子育て支援法第 20 条第 6 項の規定により、認定申請から 30 日以内に適否を決定することになっておりますが、4 月 1 日からの入所は、認定事務が集中し審査に時間を要するため、2 月中旬以降に審査結果をお知らせする予定です。		
4 月～6 月末	入所	入所前に園との面接を実施する場合があります。
毎月末日	保育料の納入	期限内の納付をお願いします。
随時	内容変更の届出	入所時の申請内容に変更があった場合は届出が必要です。

※7 月 1 日以降に入所を希望される方については、入所日の属する月の 3 ヶ月前から入所申込の受付を開始し、入所日までに必要な通知等を送付します。上記スケジュールは目安であり、変更となる場合もあります。

＜広域入所について＞

※倉吉市外の保育所・認定こども園等に入所を希望される場合は、こども支援課へご相談ください。保護者から直接入所を希望される施設への問合せはご遠慮ください。

倉吉市から入所希望の市町村へ協議を行い、入所先を管轄する市町村で入所選考を行いますので、上記スケジュールとずれる場合があります。また、定員等により入所できない場合（待機）もありますので、あらかじめご了承ください。

7　利用者負担額（保育料）　について　※３歳未満児のみ

＜保育料の決定＞

保育料は、入所する児童と生計を一にしている保護者（父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。））の市町村民税の額により、倉吉市が決定します。

保育料は、公立／私立とも同額です。保育料の額の詳細は、別紙「倉吉市利用者負担額基準額表」をご覧ください。

4 月～8 月分の保育料	令和 6 年度市町村民税額（R5.1～R5.12 の収入）により決定
9 月～3 月分の保育料	令和 7 年度市町村民税額（R6.1～R6.12 の収入）により決定

※4 月から 8 月までに入所された方は、年に 2 回（4 月、 9 月）保育料を決定します。

児童の年齢による保育料の区分は、当該年度初日の前日における児童の年齢によることとなっているため、年度の途中で年齢が変わっても年齢の区分による保育料の変更はありません。

＜保育料の納付＞

保護者及び児童の都合により休園する場合も保育料はお支払いいただきます。

納付期限は、毎月末日ですので、納期限内の納付をお願いいたします。

口座振替を希望する場合は、こども支援課、市内各施設及び金融機関に用意している「倉吉市口座振替依頼書」を記入し、引落口座のある金融機関に提出してください。依頼書は、入所児童１名につき１枚ずつ提出する必要があります。口座振替開始までは１～２ヶ月要するため、その間は納付書で納付してください。

なお、市内の私立認定こども園の利用者負担額は、直接園に支払っていただきます。納付方法は、各園にお尋ねください。

＜3歳以上児の保育料・副食費について＞

令和元年10月から幼児教育・無償化により、３歳以上児（※１号認定は満３歳児）の保育料が無料になります。ただし副食費は各施設による実費徴収となります。詳細は、別紙「倉吉市利用者負担額基準額表」をご覧ください。

各種様式・よくある質問は市ホームページをご覧ください。